告 示

埼玉県告示第七百十二号

平成二十八年五月二十七日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量 埼玉県自治体情報セキュリティクラウドの構築 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間契約締結日から平成29年3月31日(金)まで
- (4) 履行場所 埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所
- (5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成26年埼玉県告示第 1096号)に基づき、業種区分「物品の販売」及び「電子計算に関する業務」の A等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤・セキュリティ担当 宮寺、有山 電話048-830-2272 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

⑷ 入札説明会

ア 入札説明会の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号 埼玉教育会館202会議室 平成28年6月2日(木)午前9時30分

イ 参加手続

参加を希望する者は、上記(1)に問合せの上、平成28年6月1日(水)正午までに電子メールにより連絡すること。

(5) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月8日(金)午前9時30 分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月7日(木)午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月7日(木)午後4時まで

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成28年7月8日(金)午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で平成28年6月21日(火)午後4時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
- イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の評価表の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法により落札者の決定をする。

なお、評価表の項目等は別記「落札者決定基準」のとおりである。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を 行った者を落札者とするか否かを決定する。)。

(8) 手続における交渉の有無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Making the Saitama Prefectural Government information security cloud service

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., July 8, 2016 By registered mail or in person: 4:00 p.m., July 7, 2016

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Tel. 048-830-2272

落札者決定基準

No.		調達仕様書の章	等 等	記載事項	必須	上限配点
1. 技	支術評価項目	(調達仕様書)				
1	2 本業務の 内容	(2)プロジェクト 管理		 ・プロジェクト体制を提示すること。 ・作業全体の指揮命令とプロジェクト管理を行う専任のプロジェクト責任者(プロジェクトマネージャーまたはプロジェクトリーダー)を設け、その責任者が本県と折衝をする体制を取ること。 ・進捗報告では県の承認の上、課題管理を行うこと。課題管理票のサンプルを提示すること。 	0	5
2		(4)基本機能 の構築要件		基本機能の成果品について、どのように要件を満たすか、その内容を詳細かつ 明確に記述すること。	0	10
3				障害発生時の対策について、その内容を詳細かつ明確に記述すること。	0	10
4			サ 団体のエンド ポイントのプライ ベートアドレスの 収集	・既存機器(プロキシサーバー等)の設定変更等によりプライベートアドレスを S Cに転送する機能を記述すること。 ・設定変更では転送が難しい場合のプライベートアドレスの収集方法を記述 すること。	0	10
5		(5)設備要件		S C は全団体のインターネット接続を保証しなければならないことから、堅牢なデータセンターに構築すること。データセンターの仕様について、その内容の説明を含め明確に記述すること。	0	5
6		(6)ネットワーク設計・試験・移行設計要件		市町村の状況を踏まえた自由度の高い構成となっていること。		5
7			イ ネットワーク設計要件	下記要件に基づき、どのように要件を満たすか、その内容を詳細かつ明確に記述すること。		5
8				インシデント発生時に他団体への伝播を起こさない仕組みを記述すること。	0	5
9			ウ 試験(性能 保証)	上記ギャランティ回線接続団体のベンチマークテストを参考にベストエフォート 回線接続団体のベンチマークテストを実施すること。	0	15
10			I 移行業務設計	下記要件に基づき、全市町村が対応可能な移行計画を記述すること。	0	15
11		(7)運用設計		・S Cの運用業務を実施するに当たり、事前に業務定義および関係者間の 責任分界や運用業務手続等に関する標準的な事項を定めること。 ・障害監視、機器性能管理等、SCを維持するサポート体制や仕組を記述す ること。	0	10
12				機器障害時の対応フロー、役割分担や対応範囲を記述すること。		5
13		(9)ログ解析		ログ解析に必要なツール等の導入・テスト方法を記述すること。	0	15
14		(10)SLAの 要件		基本機能のSLAを詳細に記述すること。	0	15
-		(付帯業務仕様書)	1			
15	4 SOC要 件		基盤SOC	一次対応として、各団体のCSIRT支援(原因究明支援、セキュリティ機器の設定変更、回線切断の判断及び現地対応等)について費用も含めて詳細を記述すること。	0	10
16				定期的(月毎)に発生したインシデント等のレポート(月次レポート)を団体毎に報告すること。月次レポートのサンブルを提出すること。	0	5
17			基本SOC	業務を実施する体制を人員のスキルを含めて記述すること。		5
18				・SOCの課題を管理し、SOC機能を向上させる方法を示すこと。 ・インシデント発生時の連絡方法・エスカレーションルールについて具体的に記述すること。	0	10
19				各団体は平成29年度から順次SCに接続するが、最大2年程度で全団体が接続する予定である。全団体がSCに接続するまでの移行期間における基本SOC費用の考え方を記述すること。	0	10

No.		調達仕様書の章	``	記載事項	必須	上限配点
20		(2) 各団体からSCを通じてインターネット接続するための通信回線		・インターネット〜 S C の回線帯域は全団体の現行回線の単純合計(約16Gbps)となるが、設計や試験を行い、必要十分な帯域のみを確保すること。 ・各団体の移行期間における帯域は合理的な帯域を確保する方法を記述すること。	0	10
21	6 オブション 機能提供			・以下(1)~(9)に掲げるオプション機能は希望する各団体の要望に応じて機能追加が可能であること。 ・(1)~(9)で示したオプション機能の個別項目の一部のみを希望する 団体がある場合、可能な限り対応し、費用についても当該団体と調整すること。 ・「9 見積り提示等」では「埼玉県自治体情報セキュリティクラウト構築業務 調達仕様書」2本業務の内容(3)基本要件(以下「基本要件」という。)に掲げた団体の参加を前提に見積もるが、本番稼働後にオプション機能参加団体の増加や大規模な市の参加などを想定し、対応できる拡張性を確保すること。	0	10
3. 尓	帯業務費用	(付帯業務仕様書)				
22	9 見積り提 示等		機器保守	機器保守を構築に含める場合は費用発生を想定しないが、別途年間の保守費用が発生する場合は年間の保守費用を記載すること。	0	
23			共通運用(死活 監視等、I D C 利用料)	年間の運用費用を記載すること。	0	
24			共通運用 (ソフトウエア保 守)	年間の運用費用を記載すること。	0	
25			共通運用(その他)	3運用要件(2)共通運用に掲げた項目以外に共通費用が発生する場合は年間の運用費用を記載すること。	0	90
26			個別運用	各団体毎に個別運用費用が発生する場合は年間の運用費用の個別団体 の明細と合計を記載すること。	0	
27			回線費用 1	全団体が接続したことを前提にインターネット~ S C の回線の初期設定費用と年間運用費用を明示すること。	0	
28			回線費用 2	基本要件に記載した団体の回線帯域を前提にSC~各団体の回線の初期設定費用と年間運用費用を各団体毎に明示すること。	0	
29			SOC機能(基本SOC)	全団体参加を前提に、年間運用費用の全団体合計金額を記載すること。	0	
30			,	・基本要件に記載した利用団体数を前提に、年間運用費用を記載すること。 ・基本要件に記載した全オプション機能を希望する団体が利用した場合を想定すること。 (選択SOCと全部SOCの合計費用で評価。)	0	10
31			オプション機能の 提供	基本要件に記載した利用団体数を前提に、初期設定費用と年間運用費用を明示すること。(全オプション機能の合計費用で評価。ただし、オプション機能の提供(その他、事業者が提供可能な機能)を除く。)	0	10
	I	<u>L</u>	l	1		300